

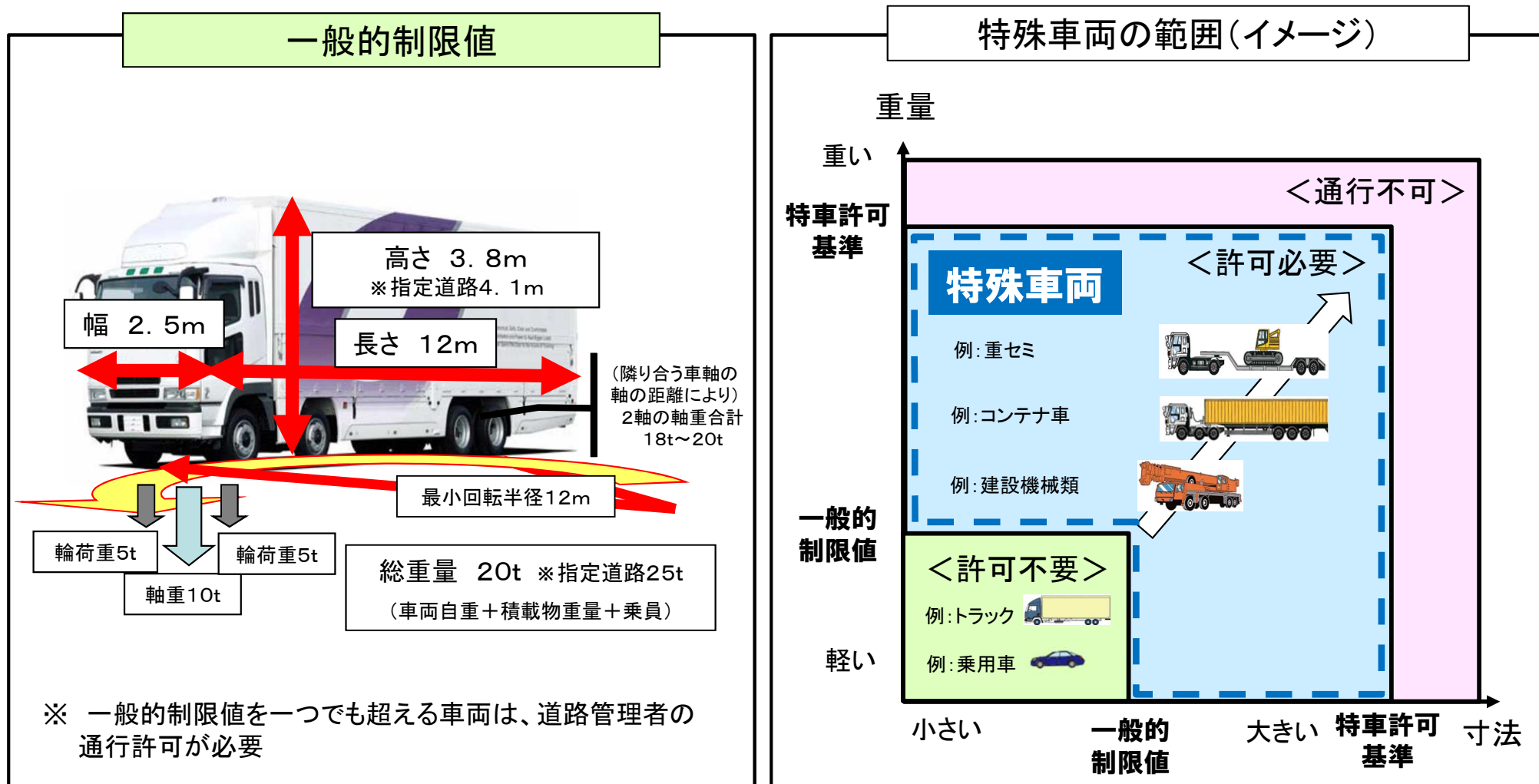
特殊車両通行許可制度の概要等について

国土交通省 道路局

道路交通管理課

令和3年11月

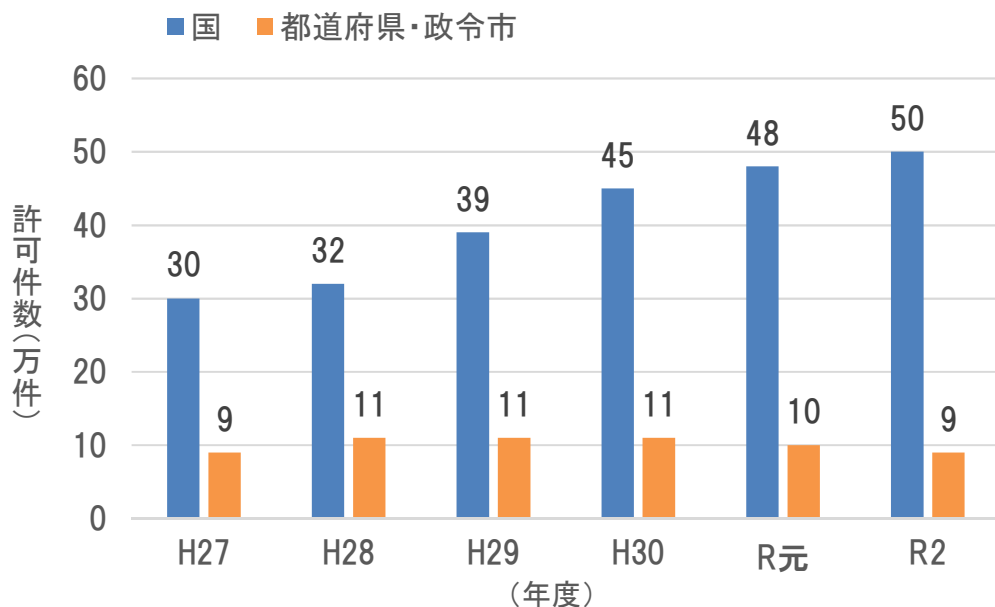
- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路法に基づく特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



特殊車両通行許可件数、審査日数の推移

- 特殊車両通行許可件数については、ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加
- 申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化する中、迅速化の取組により一定程度短縮したが、更なる短縮は困難な状況

■ 許可件数の推移 <国、都道府県・政令市>



■ 審査日数の推移 <国>



うち重機セミトレーラ(大型林業機械の輸送に活用する場合あり)(国)

年度	許可件数	審査日数(日) ※全体	審査日数(日) ※協議あり	審査日数(日) ※協議なし
H30	約12万件	約30日	約39日	約9日
R元	約13万件	約29日	約34日	約9日
R2	約15万件	約25日	約29日	約8日

【手続の流れ】

【申請者】
申請書提出

【道路管理者】
審査

【申請者】
許可証受領

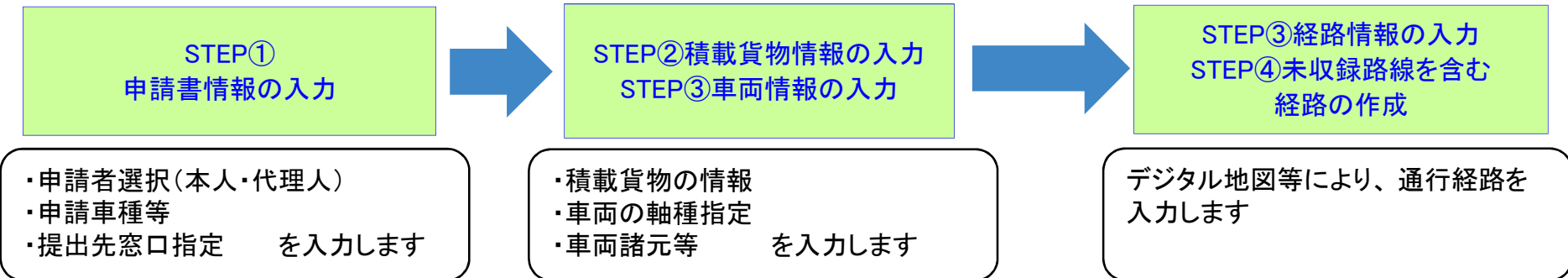
【内 容】

- 申請方法 オンライン（国及び一部の自治体）
窓 口（窓口を持参又は郵送）
※国、都道府県、政令市への申請（これらが管理する道路を含む）であれば、他の道路管理者の道路もワンストップで対応。
- 申請に必要な書類
 - ・申請書
 - ・車検証の写し
 - ・車両の諸元に関する説明書
 - ・通行経路図及び通行経路表
 - ・その他道路管理者が必要と認めるもの
 - ・車両内訳書（複数の車両をまとめて申請する場合）※ただし、道路管理者は他の方法により当該書類の内容を確認できるため添付の必要がないと認めるときは上記の書類（申請書除く）の添付を省略することができる。
- 申請車両の重量が橋りょうの構造上耐えられるか、トンネルなど高さ・幅は障害なく通行できるか、交差点は曲がれるか等を確認
- 他の道路管理者との協議（他の道路管理者の道路が含まれる場合）
※（重機セミトレーラの令和2年度審査日数）協議あり：29日 協議なし：8日
- 受領方法 オンライン（国及び一部の自治体）
窓 口（窓口で受領又は郵送）

特殊車両オンライン申請システム



申請データ作成の流れ



- ・申請者選択(本人・代理人)
- ・申請車種等
- ・提出先窓口指定 を入力します

- ・積載貨物の情報
- ・車両の軸種指定
- ・車両諸元等 を入力します

デジタル地図等により、通行経路を入力します

申請書入力 (新規)

申請書情報を入力してください。

申請日 [年] [月] [日]

通行開始日 [年] [月] [日] 通行終了日 [年] [月] [日]

申請者
 法人区分等 [法人区分等]
 会社名・氏名(漢字) ※株式会社などの法人区分等は会社名・氏名(カナ)を入力を省略して下さい。
 代表者名(漢字)
 代表者名(カナ)
 郵便番号 [郵便番号] (住所自動設定)
 住所(郵便府県) [郵便府県] (住所自動設定) ※住所は漢字で入力して下さい。
 住所(市区町村)
 住所(丁目番地)
 住所(ビル名)
 電話番号 [電話番号]
 申請担当者 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。
 部署名
 担当者名(漢字)

申請車種 ※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録ボタンを押して下さい。

申請車種 [申請車種]

新規開発車両 新規車両登録 (新規製造車両、新規検査車) 以外 申請車種とは

申請車種台数 [申請車種台数] トラック 0台 トレーラ 0台

申請経路
 申請経路数: 0

[登録] [リセット] [前画面へ戻る]

積載貨物情報入力

積載する貨物の分類と品名を選択して下さい。

積載分類:
 鋼製品
 コンクリート製品
 機械製品
 石炭製品

積載貨物品名:

積載貨物寸法:
 幅: 0 cm 高さ: 0 cm 長さ: 0 cm 積載貨物寸法は

[登録] [追加] [リセット] [前画面へ戻る]

車両諸元説明書情報入力

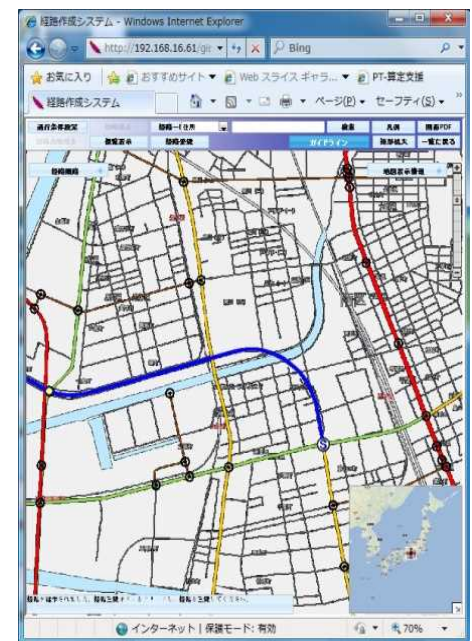
新機に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 品名、型式の車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積んだ状態での寸法を入力して下さい。

品名、型式を変更する場合は、「申請書情報登録メニュー」へ戻り、「車両情報入力」を選択して下さい。

申請書情報登録情報
 軸種: 2軸、トラック前1軸

注意申請の場合、個々の車両の積載量の要件を満たしていてもこれらの申請車両が全機認可されることによる要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、取りに申請して下さい。

車両番号	車名	型式	自重		幅(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	はみ出し長さ(cm)	前部(t)	後部(t)
			トラクタ(ク) (t)	乗員(人)						
001			0	0	0	0	0	0		



重機セミトレーラ(大型林業機械の輸送に活用する場合あり)は申請車種に「重セミ」を選択

※紙の地図のアップロードが可能

特車オンライン申請システムにおける経路入力



経路を確認しながら1箇所ずつ選択

通行経路上の交差点等を選択

出発地

目的地

○ : 交差点等

目的地までクリックし、登録して完了

※クリックすると自動的に交差点名と路線名が経路表に反映される。

※画面上に表示されない未収録道路を経路として申請する場合は、その区間について路線名と交差点名を入力する必要。



「未収録交差点(◎)」は拡大すると表示されます。

<未収録道路>	
未収録道路	
港湾道路	
<収録道路>	
高速自動車道・国道・都市高速道路	
一般国道	
主要地方道・都道府県道・指定市道・市町村道	

<交差点シンボル>	
収録交差点	
未収録交差点	